

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 令和5年12月8日

【会社名】 株式会社北弘電社

【英訳名】 KITA KOUDENSHA Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 龍夫

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号

【電話番号】 011-640-2231

【事務連絡者氏名】 管理統括室 関 谷 繁 淑
経理部長

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号

【電話番号】 011-640-2231

【事務連絡者氏名】 管理統括室 関 谷 繁 淑
経理部長

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1【提出理由】

当社は、令和5年5月1日付けで札幌地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の第5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき提出するものであります。なお、本臨時報告書は、当該事象が判明した時点で遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので今般提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

提起があった裁判所 札幌地方裁判所
提起された日 令和5年5月1日
当社への訴状送達日 令和5年6月16日

(2) 当該訴訟を提起した者の氏名及び住所

名称 : 株式会社梅沢技建（以下、原告といたします。）
住所 : 神奈川県横浜市都筑区仲町台5丁目2番25
代表者の氏名 : 代表取締役 小池 太四郎

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

訴訟の原因及び提起に至った経緯

原告が、当社に対し、岐阜県高山市における太陽光発電所建設プロジェクト（高山案件）及び岩手県奥州市における太陽光発電所建設プロジェクト（奥州案件）に係る土木工事や設計・監理等の業務を請け負い、同業務を完成させたが、請負経費・報酬金のうち一部未払いがあるとし、その未払金の一部を請求するものである。

訴訟の内容

訴訟の内容 : 請負金請求事件
訴訟物の価額 : 3億3,000万円
申立手数料 : 101万円

(4) 当社の対応及び今後の見通し

当社といたしましては、原告が主張する請負経費・報酬金の未払金はないものと考えており、裁判で当社の考えを主張し、正当性を明らかにしていく所存です。

なお、本件訴訟による当社業績への影響等は現時点では不明ですが、今後の進捗に伴い、開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。